

広島県より、このたびの応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げ）について、下記のとおり、遡及適用の取り扱いについて、再度通知がありましたので、該当する案件がございましたら、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

平成 30 年 7 月 19 日

平成 30 年 7 月豪雨災害に係る民間賃貸住宅の借上げに関する  
遡及適用について

今般の平成 30 年 7 月豪雨災害における被災者に対して、応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げ）実施要領（以下「要領」という。）を定めたところであるが、すでに民間賃貸住宅を借りた方への遡及適用を次の通り取り扱うこととする。

1 遡及適用日

平成 30 年 7 月 5 日（災害救助法適用日）

2 適用条件

- (1) 実施要領に基づく、入居対象者及び借上げ対象住宅であること。
- (2) 支払い済みの家賃等について、次の取扱いに同意すること。

	取扱い
家賃	支払い済みの家賃については、返金し、県が契約日を遡って支払う。
敷金	入居者（被災者）に対し、全額返金する。
礼金	入居者（被災者）に対し、全額返金し、県が家賃の 1 ヶ月分を上限に支払う。
仲介手数料	返金は求めることはなく、別途、県が家賃の 0.54 ヶ月を上限に支払う。
火災保険等損害保険料	現在の契約は、解約を行い、県が別途 1 年当たり 1 万 5 千円を上限に支払う。

- (3) (1), (2)について、貸主とし、別紙「同意書」を提出すること。

3 主な手続き

- (1) 入居対象者（被災者）は、被災地における各市町において審査申込を行い、各市町及び県の審査を受ける。
- (2) 審査により決定した場合、県より、賃貸借契約を締結した不動産会社に連絡し、別紙「同意書」が提出された後、すでに締結している賃貸借契約は無効とし、契約日に遡り、貸主と県、県と入居対象者（被災者）の間で、再度、契約を締結する。
- (3) 2-(2) の支払い済みの家賃等について、返金する旨の別紙「家賃等返金の同意書」を再契約時に提出し、貸主又は不動産会社から入居対象者（被災者）に対し返金させるものとする。

担 当：住宅企画グループ

電 話：082-513-4164（ダイヤルイン）

メール：[dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp)

（担当者 藤田，山口）